

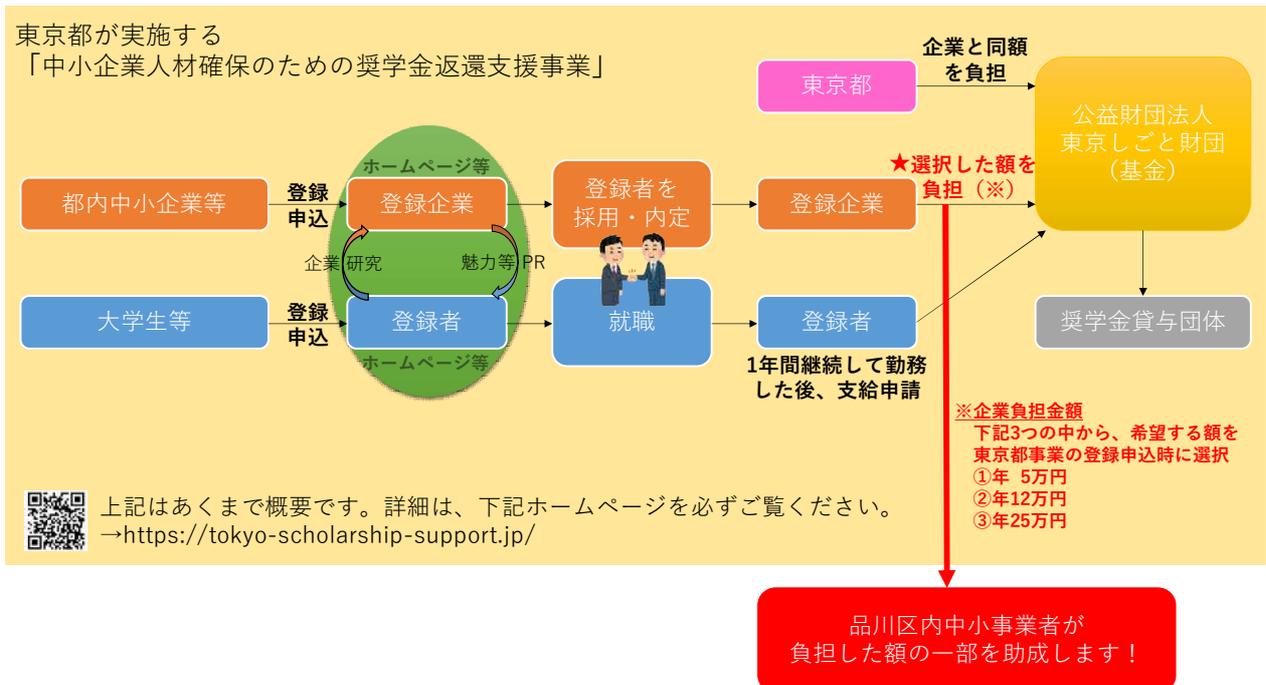
# 品川区中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援助成金 交付要項

## 1 事業内容

本事業は、区内中小企業における若手技術者の人材定着を支援するため、公益財団法人東京しごと財団の事業である「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を活用し、奨学金の貸与を受けている大学生等を採用および雇用継続した際の奨学金返還費用相当分を区内中小企業が負担した際に、区がその負担分の一部を助成する。

## 2 事業の流れ

- (1) 公益財団法人東京しごと財団が実施する「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」\*を活用し、学生等を技術者として採用および雇用継続を行ってください。  
\*財団事業の詳細については、下記ホームページをご確認ください。  
→<https://tokyo-scholarship-support.jp/>
- (2) (1)を行った際に、公益財団法人東京しごと財団の基金へ出捐金として支払った企業負担金分の一部について、区が助成を行います。必要書類をそろえて所定の方法で申請をしてください。
- (3) 申請書類確認後、申請要件および助成対象経費に合致している場合、交付決定を行い、申請事業者の口座へ助成金をお振込みいたします。



### 3 申請要件

次の（１）～（９）に掲げる要件全てを満たすこと。

（１）中小企業または個人事業主であること。

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者であり、次の各項目に該当しないこと（みなし大企業でないこと）。

ア）１つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の２分の１以上を単独に所有または出資している中小企業者

イ）複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している中小企業者

ウ）役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者

エ）前述ア）～ウ）に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者

（２）法人の場合は、品川区内に本社もしくは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（原則、履歴事項全部証明書または、税務署に提出した税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、品川区内所在等が確認できること。）

（３）次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

①資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下または従業員の数が３００人以下の製造業者（以下「中小製造業者」という。）であること。また、履歴事項全部証明書の目的欄において製造業者だと明確にわかること。（製品製造等の記載があること）

②資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下または従業員の数が３００人以下の情報サービス業者（以下「中小情報サービス業者」という。）であること。また、履歴事項全部証明書の目的欄において情報サービス業者だと明確にわかること。（ソフトウェア開発等の記載があること）

\*「情報サービス業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」および中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

③資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下または従業員の数が３００人以下の建設業（以下「中小建設業者」という。）であること。また、履歴事項全部証明書の目的欄において建設業者だと明確にわかること。（建設等の記載があること）

\*日本標準産業分類における大分類「建設業」の他に大分類「学術研究、専門・技術サービス業のうち」のうち、中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」内の「建築設計業または」および「測量業」も含まれます。

④製造業もしくは情報サービス業もしくは建設業を主に営む個人事業者（開業・廃業等届出書の写しにより事業内容が確認できること。）

（４）法人住民税および法人事業税（個人事業主の場合は住民税および個人事業税）を滞納していないこと。

（５）品川区に対する債務等の支払が滞っていないこと。

- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
- (7) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。
- (8) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況でないこと。
- (9) 公益財団法人東京しごと財団が実施する「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を活用し、奨学金の貸与を受けている学生等を雇用していること。

## 4 助成額

以下の金額

※1年度あたり1事業者3名分まで

採用者1名あたりの助成金額

企業負担金額（都基金への出捐金）	助成額
年 5万円	2万円
年 12万円	6万円
年 25万円	12万円

同一採用者を継続して雇用した場合、最大3年間支援します。

※ただし、採用後1年経過ごと、かつ、そのつど財団事業企業負担金を負担した場合にのみ本助成金の申請ができます。

## 5 申請期間

令和7年9月1日（月）～令和8年2月27日（金）午後5時必着

## 6 助成対象経費

次に掲げる要件をすべて満たす経費

- (1) 公益財団法人東京しごと財団が実施する「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を活用し、奨学金の貸与を受けている学生等を申請事業者において採用および1年以上の継続雇用をした際に、申請事業者が公益財団法人東京しごと財団へ出捐金として支払った企業負担金であること。  
※振込手数料等の間接経費は対象外です。
- (2) 令和7年3月1日から令和8年2月27日までに公益財団法人東京しごと財団へ出捐金の支払いが完了するもの。
- (3) 1年度あたり1事業者3名分までの経費であること。

## 7 申請手続き

① 紙申請	令和7年9月1日(月)～2月27日(金)17時必着
-------	---------------------------

「8 申請必要書類」を「14 問い合わせ先・書類提出先」の住所まで郵送もしくは窓口持ち込みをしてください。

② 申請書類審査	ご申請受理後 随時
----------	-----------

品川区がご申請内容等を審査します。申請内容などに不備がある場合はご連絡いたします。

③ 交付決定および振込	申請より概ね1か月程度
-------------	-------------

審査にて要件を確認し、適合と認められましたら、助成金交付決定通知を品川区より送付いたします。また、申請時にご指定いただいた振込口座に、助成金を振込みます。

## 8 申請必要書類※場合により下記以外の書類を別途ご提出いただくことがございます。

- ① 様式1-1 交付申請書（区指定様式）
- ② 様式1-2 事業内容および当該採用者の詳細（区指定様式）
- ③ 公益財団法人東京しごと財団が実施する「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」における「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業助成金出えん金請求書」（写し可）
- ④ ③の財団事業における企業負担金を支払ったことがわかる書類（振込明細等）
- ⑤ （法人）履歴事項全部証明書（写し可）  
※申込日より3か月以内に発行のものに限る。  
（個人）開業届出書（写し可）  
※税務署の受付印があるもの  
電子申告の場合は受信通知（メール詳細）も必要
- ⑥ （法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（写し可）  
（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（写し可）  
（居住地用と事業所用）  
※個人事業税が非課税の場合、住民税納税証明書のみ提出  
※直近期のもの ※領収書不可
- ⑦ （法人）本社が品川区外の場合は、上記に加え、「事業開始等申告書提出済証明書」もご提出ください（写し可）。  
※申込日より3か月以内に発行のものに限る  
※都税事務所発行かつ品川区住所記載のもの
- ⑧ 誓約書（区指定様式）
- ⑨ 支払金口座振替依頼書（区指定様式）
- ⑩ 提出書類チェックリスト（区指定様式）
- ⑪ その他必要な資料（任意）

※前述①、②、⑧～⑩の様式は品川区中小企業支援サイトよりダウンロードいただくか、「14 問い合わせ先・書類提出先」窓口にてお渡しいたします。

(URL : <http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)

※提出された書類、参考資料等は返却できません。(提出書類は全てコピーで構いません。)

※③および④について、申請締切りまでに提出が間に合わない場合は、事前に区にご連絡のうえ、申請締切りまでにそれ以外の書類すべてをご提出ください。その場合、③および④の書類は令和8年3月31日までに別途ご提出ください。

## 9 助成金の交付

申請書類等の審査を行い、交付を決定した場合には、交付決定通知書(様式第2号)により通知し、申請時の指定口座へ入金します。

審査及び調査の結果、交付要件を満たさないと決定したときは、不交付決定通知書(様式第3号)により通知します。

## 10 助成金交付決定の取り消し

次の(1)～(4)のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定を取り消す場合があります。(「11 助成金の返還」参照。)

- (1) 申請年度の3月末日までに「3 申請要件」に掲げる要件から外れたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

## 11 助成金の返還

本支援金を受けた後に「10 助成金交付決定の取り消し」の要件に該当した場合は、交付を行った助成金額を、区が指定する方式により返還していただきます。

## 12 検査

交付決定者は、区長が助成金交付事業における報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じなければなりません。

## 13 その他

品川区からの再三の連絡にも関わらず、期日までに必要書類等の提出がない場合は、今後当課における申請を受けられない場合があります。

## 14 問い合わせ先・書類提出先

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当（人材確保）

TEL：03-5498-6351（直通）

FAX：03-5498-6338

品川区中小企業支援サイト：<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>